

一 般 質 問 通 告 書

令和 7 年 2 月 2 7 日

高島市議会議長 河越 安実治 様

高島市議会議員 3 番 清水 大粋

次の事項について質問いたしたいので通告します。

※質問項目（番号）が2以上ある場合は、次のどちらかに○をつけてください。

- ・質問番号1の用紙にだけご記入ください。
- ・質問が一つだけの場合は必然的に1となりますので、記入は不要です。

初問は { ①. 全項目一括質問一括答弁
2. 項目ごとに一括質問一括答弁

(質問番号1) 発 言 事 項	いちご農園補助金問題の概算払について
要 旨 (項目だけでなく、質問の趣旨が理解できるように記入してください。)	<p>令和3年度農業・食品産業強化対策整備交付金に係る補助金問題、いわゆるいちご農園補助金問題については従前から今に至るまでも住民の関心は高く、早急な補助金の回収、原因究明、告訴・告発の検討、再発防止策を講じることが望まれているところである。</p> <p>公文書公開請求により取得した各文書によれば、当初の交付決定時点では事業費1,648,713,000円に対し補助金額749,415,000円、事業費と補助金額の差額である事業者自己負担額899,298,000円は借入する計画だったと読み取れる。</p> <p>以前の一般質問・答弁では、当該事業の継続可能性やなぜ概算払を行ったのかなどの質問に対し繰り返し答弁がなされてきたが、ここで改めて法的観点を踏まえて概算払の必要性や資金計画に着目して当該事案につき説明されるべきと考える。</p> <p>よって、概算払の適当性の検討、当該事案の原因究明及び再発</p>

防止の観点から、以下の通り質問する。

① 概算払時の資金計画の再確認について

市補助金等交付規則第15条「第13条の規定による通知を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、別に定めるところにより、補助金等交付請求書（様式第3号）に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。」とある。また、請求受付の際のチェック用フロー図として市財政課が示す「補助金の手引き」において概算払請求の際の注意事項が記載されており、フロー図では必要書類として「交付決定通知の写し、請求書、資金計画」が挙げられている。

一方、令和4年6月13日起案の支出命令書には、資金計画に関する書類の添付は見当たらない。

については、概算払請求書を市が受け取った時点で、市は事業者に対して資金計画の変更の有無及び資金状況の再確認を行ったのか。

② 資金計画における借入金について

一般的に言えば、事業開始にあたってはまず借入金を着手金や事業開始資金に充て、工事の出来高に応じて補助金を充当しながら工事を進めていくことが実現可能な資金計画である。

ところが、交付決定通知から工事入札の終了まで約2か月もの期間があったにもかかわらず、事業者は入札を終わらせたのち借入金を事業に充当せず速やかに市に概算払請求を行っている。一方、国の令和3年度補正予算で措置された当該事業について、(株)風車は、令和4年1月中に事業計画の提出を完了しており、少なくとも令和4年2月1日には事業者は財務諸表を完成させていたはずである。よって、概算払請求があった時点で資金計画と財務諸表との対照から概算払をする必要はないとして交付しないことを決定することもできたはずである。

ましてや概算払に関して、県から市への補助金交付は出来高払により行くと県は市に伝えている。

付け加えて昨年9月定例会での一般質問では、「円滑な推進のために早急に事業を完了することが必要である」との答弁がなされているが、事業者が円滑かつ事業の完了をする責務を負い、事業者が交付決定を受けた時点で借入することこそ円滑かつ早急な事業遂行に至るのであり、市がそれを根拠に概算払を行うのは国民・市民の血税を一事業者に投入するという態様及び交付申請時の資金計画から鑑みても到底納得のいくものではない。

については、資金計画上から借入金を先に充当して事業を進めるべきだと指導し、事業者の財務諸表と資金計画との対照をとりながら自己資金を先に充当するよう指導したのか。指導しなかったもしくはできなかった又は指導したにもかかわらず市が概算払を行わざるを得なかったとするならばそれはなぜか。概算払に至るまでの市の意思決定過程はどうだったのか。

③ 概算払の法的な必要性について

市補助金等交付規則第15条第2項「市長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払または前金払により交付することができる」とある。「認める」ことについて、「法令用語の常識（元内閣府法制局長の林修三氏の著書）」によれば、講学上、市長の一定の自由裁量を認めるものの客観的な必要性も同時に認める必要があると言われている。

については、「補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認める」ことについて、法的な観点を踏まえその必要性及びその度合をどのようにして客観的に判断し認めたのか。

④ 概算払の必要性に関する法的基準について

昨年9月定例会の一般質問において、リスクマネジメントの関する一般質問がなされ、それに対しては「これまで以上に適正な

事務に努めていく」という答弁がなされている。これに関連して、特に市補助金等交付規則第15条第2項については法的観点において客観的な説明責任を市側が果たせるよう、「必要があると認める」ことに対する一定の方針や基準となるようなものを、指針や手引き、要綱などで明示すべきと考えるがどうか。さらに、個別の補助金等請求に対する市の意思決定の根拠が確認できるよう、チェックリストに方針・基準に関する項目を追加し支出命令に係る決裁時にチェック済みの当該チェックリストが添付されるようにすべきと考えるがどうか。

⑤ 支出命令書の決裁について

令和4年6月10日金曜日の日付で事業者からの概算払請求があり、市の支出命令書は6月13日月曜日に起案され、6月20日月曜日に支出されている。高島市会計規則では第30条に「支出命令書は、支払期日または支払予定日があるものについては、支払日の5日前までに会計管理者に送付しなければならない。」とあり、運用上当該条文の「5日前」は5開庁日であることから、少なくとも決裁は起案日である6月13日中に完了し、その日のうちに決裁済の支出命令書が市会計課に持ち込まれたものと思料される。

また、押印決裁ルートは、農業政策課員1名、農林水産部次長、部長、次に財政課合議として財政課員1名、財政課長、総務部次長、部長を経て、副市長、市長の計9人のルートで印が押されている。特に財政課合議は即日回議されることは多くない上、副市長、市長の決裁を含め即日決裁が完了し、起案者の手元に帰ってくることは滅多にないことであると考えられる。仮にも通常通りの回議で起案者に決裁済の支出命令書が即日戻ってきたとしても、その日のうちに会計課に持ち込む必要もない。

即日決裁を終える1つの手段として、持ち回り決裁、すなわち起案者が決裁ルート上の各職員のもとに訪れ直接決裁を求める

行為をいうが、これを行った可能性が一つ挙げられるのではないか。持ち回り決裁は、その支出が真に適正であるかを審査するのに必要な時間を奪うことにつながりかねない。

また、交付申請前の事業相談や申請時、交付決定後も市は県と度々調整や相談をしていたにもかかわらず、概算払請求があつてから支出日である6月20日を迎えるまでにおいて少なくとも県は市が概算払を行ったことを知らなかったとのことである。

市の予算の1%を超える3億7千万円を概算払で一事業者に対し支払うことになるのだから、極めて慎重な審査が必要であったことは言うまでもない。ついては、支出命令書の起案から決裁まで及び市会計課への到着が即日中に行われたことに関して、実際のところ決裁は急がれたのか。もし急がれたとするならば、その原因はなぜか。概算払請求書到着時点で概算払をすることについて県への再確認や相談、調整もなされなかったことも踏まえると不当要求等の外的要因あるいは性急な市の意思決定等があつたかどうかなどの調査検証がなされるべきであると考えがどうか。